

事務処理フロー図

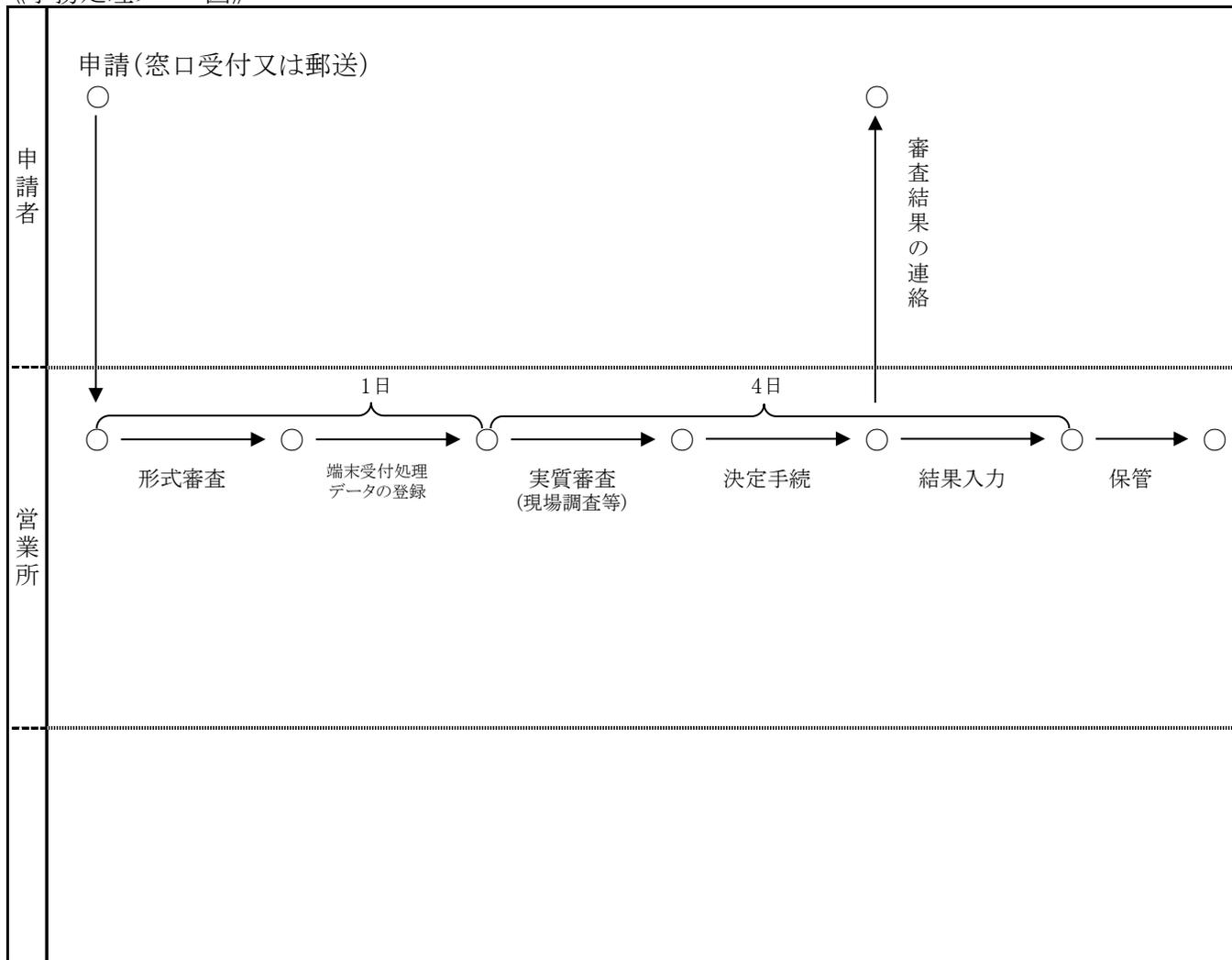
事務名	料金の減免
根拠法令	東京都給水条例第30条第1項

作成部署 水道局サービス推進部業務課業務担当 電話03-5320-6427

標準処理期間計	5日
---------	----

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	申請書の内容等を確認します。
2	端末受付処理、データの登録	端末機で受付処理を行い、申請の内容をデータベースに登録します。
3	実質審査(現場調査等)	減免の適用条件等の確認を現場調査等により行います。 なお、一部の減免については、適用条件に当てはまるか、関係機関に確認を依頼します。
4	決定手続	内容の決定を行います。
5	連絡	審査の結果をお客さまへ連絡します。
6	結果入力	適用可否の結果をデータベースに登録します。
7	保管	申請書を保管します。